

平成 27 年 12 月 5 日

平成 27 年度卒業論文

日本の小学校体育の変遷と国民性
～諸外国の体育スポーツとの比較検討～

国士舘大学文学部教育学科初等教育専攻

12-5C018

岩田 晃典

指導教員

河野 寛

概要

日本の体育の現状として、体力・運動能力の低下や運動を積極的にする子どもとそうでない子どもの二極化が問題となっている。すべての子どもが運動を好きになり、体力・運動能力を向上させるために、日本の体育の歴史的変遷や、体育の考え方を調査し、諸外国（アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ）の学校制度や体育と比較検討することで、これからの日本の体育の在り方について提言した。

調査により、日本の体育は、「平均値を上げる」ことを主とした教育に対し、アメリカ合衆国や他の諸外国の「個性を伸ばす」体育と異なることが分かった。特に個人の運動能力が現れる種目では、出来る子どもより出来ない子どもに少なからず負担や苦痛を強いる構造となっているのが現代の日本の体育である。このことが、運動への意欲、楽しさや喜びを味わうことと真逆の結果につながっている可能性は否定できない。これからの日本の体育では、子ども一人ひとりに適したスポーツを行わせることにより、自分の潜在的能力の発見と行動する意欲を養うことができると考えられる。子ども一人ひとりの持つ個性と体力を伸ばす教育体制を確立していくことが、これからの日本の体育に求められている。

目 次

1. はじめに	・・・ 1
2. 日本体育の変遷と国民性	・・・ 2
3. アメリカ合衆国の学校制度と体育	・・・ 8
4. イギリスの学校制度と体育	・・・ 12
5. フランスの学校制度と体育	・・・ 15
6. ドイツの学校制度と体育	・・・ 18
7. これからの日本の体育についての提言	・・・ 22
8. おわりに	・・・ 25

1.はじめに

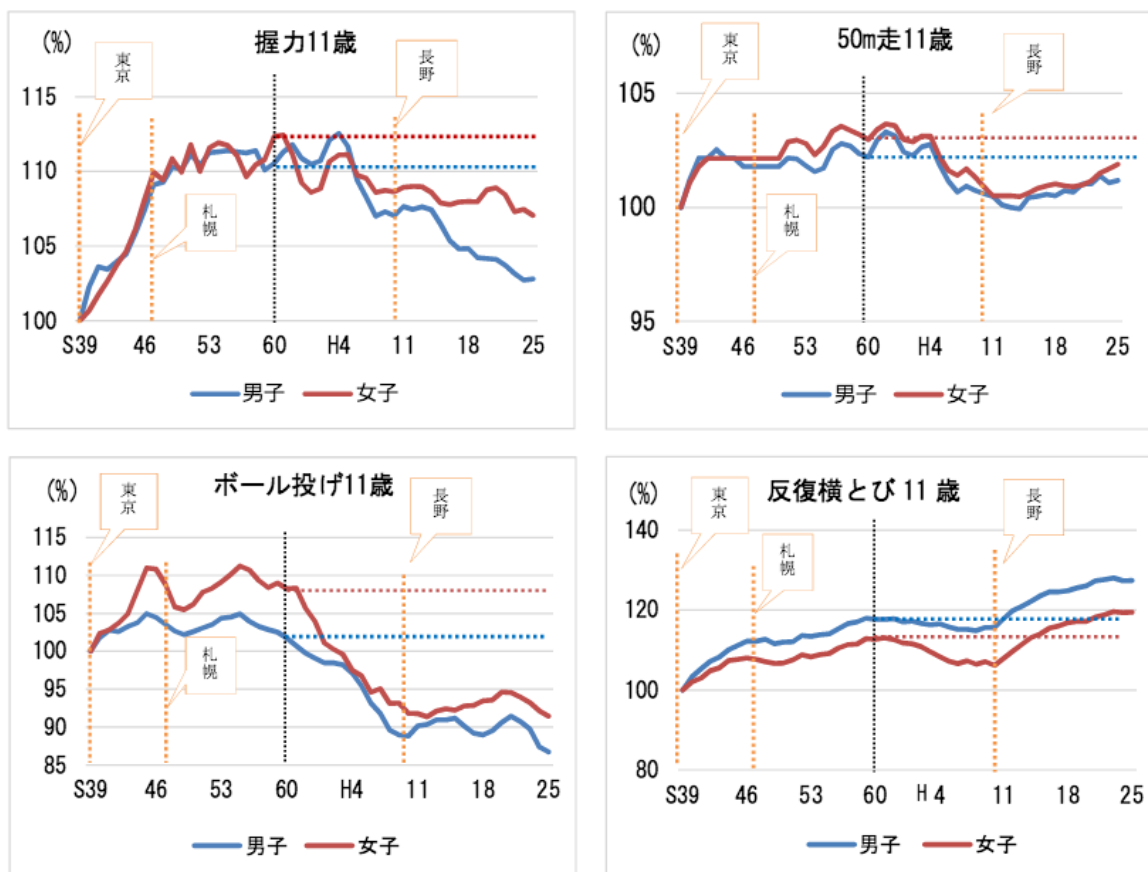
体育は、知育・徳育と並び教育の三本柱として欠かせない大きな柱の一つである。体育は、学校における授業の教科または科目の一つとして小学校から高等学校において実施されている。スポーツ等を通して“心身の健康”を育成する目的として行われている。

体育とスポーツの意義はあらゆる点で異なっている。一般的に体育は学校教育の教科であり、スポーツは課外授業や部活動として実施されることが多い。体育は教育効果を求めて時間をかけた実践や基礎行動が多く実施される場合があることにより、一般的には強制的なものであり楽しみの少ない教科として捉えられている。一方、スポーツはゲームが多く楽しく結果に結びつきやすい特徴がある。また、実践以外にも観戦をする者が応援者としてもゲームに参加する楽しみがある。

体育・スポーツの果たす役割とその重要性は、近年多くの研究者によって述べられ、深い関心もたれている。子ども達における現代の日本の体育の課題として、運動への関心や自ら運動する意欲、各種運動の楽しさや喜びを味わえるよう自ら考えたり工夫したりする力、運動の技能や知識など生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成が不十分であるとされている。文部科学省が昭和 39 年から行っている「体力・運動能力調査」では、子どもの体力・運動能力は、調査開始以降昭和 50 年頃にかけては、向上傾向であったが、昭和 50 年頃から昭和 60 年頃までは停滞傾向にあり、昭和 60 年頃から現在まで 15 年以上低下傾向が続いている。昭和 60 年頃と平成 25 年度を比較してみると、反復横とびを除く全ての項目において、男女ともに昭和 60 年頃の水準を下回っている（図 1）。また、スポーツ少年団や部活動で積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化なども昨今の日本では課題となっている。

本論文では、すべての子どもが運動を好きになり、子どもの体力・運動能力を向上させるために、日本の体育の歴史的変遷や体育の考え方について調査し、諸外国（アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ）の学校制度や体育について比較検討することで、これからの日本を支える子どもたちの育成のための体育の在り方について提言する。

【(V) 平成 25 年度体力・運動能力調査結果の概要及び報告書について 引用】



(注) 1. 昭和 39 年度の記録 (平均値) を「100」とし、各年度の記録 (平均値) を相対値で示している。
 2. 図は、3 点移動平均法を用いて平滑化してある。「.....」及び「.....」は、昭和 60 年頃の水準を示している。
 3. 「|」は、日本におけるオリンピック開催年。

図 1 昭和 39 年度を基準値とした体力・運動能力の相対的推移 小学校 (11 歳)

2. 日本体育の変遷と国民性

日本体育の変遷について以下に二つの概要を記述する。

第一に体力に視点を向けた体育の変遷についてである。戦前の国内における体育の導入は、慶応 3 年 (1867 年) に王政復古の大号令が発せられた翌年、明治政府による国内の平定がなされると、欧米の制度と文化を積極的に摂取しながら中央集権国家の樹立を目指した。日本は急速に欧米列強に近づいたが、体格と体力の差は同様にはいかなかった。日本人の体格と体力の育成と、軍事力の欧米化 (=近代化) を併せて政府の関心が注がれることとなった。

体育は明治 5 年 (1872 年) の学生下では「体術」として示され教科として始まった。

翌年には「体操」に改称されて、およそ 70 年に渡りこの呼称が用いられてきた。

明治 11 年（1879 年）に文部省によって体操伝習所が設立され、アメリカからリーランド（G.A.Lerand）が招かれた。指導された内容は徒手及び手具体操で、軽体操（light gymnastic）と紹介された。後に、普通体操（normal gymnastic）と改称された。体操伝習所設立の目的は、日本に適した体育法の選定と、その教員育成であった。

体育はそれまでの日本では考えられなかった教育概念であることと体操伝習所の卒業生と伝習員による熱心な指導もあり、普通体操は体育法として確固たる地位を築き、全国的に普及した。

明治 16 年（1883 年）の徴兵令改正に関連して文部省は明治 19 年（1886 年）に学校に兵式体操導入を決定した。これを計画したのが初代文部大臣となる森有礼である。

第二次大戦が終わると世界情勢は民主主義・平和主義の路線に舵をとるようになった。敗戦国である日本は、体育から軍事色を一掃すること（非軍事化）から手をつけた。次に、民主化に方針転換した国家の教育に貢献するように積極的な措置がとられた。昭和 21 年（1946 年）に来日したアメリカ教育使節団の勧告によって方向性が示され、翌年、文部省による「学校体育指導要綱」の制定でその方針があきらかにされた。

第二に精神に視点を向けた体育の変遷について述べる。体育という言葉は、Physical Education として、明治 9 年（1876 年）に近藤鎮三（1849 年～1894 年）によって文部省の教育雑誌の中に使用されたのが最初とされている。当初は、“身体に関する教育”として扱われていた。その後、“身体之教育”から“身体教育”に変わり、そして“身教”を経て、“体育”に至った。実際に、学校教育で“体育”という言葉が使われたのは、昭和 22 年（1947 年）となっている。太平洋戦争終戦後にアメリカの占領政策の一つとして学校体育指導要綱が定められた。それまでは体練科が体育科として改められた。運動に関する教科としては時代ごとで、遊戯、体操、教練、体練といった用語で位置づけられていたが、体育という言葉は用いられてなかった。体育に変わるまで用いられていた“体練”は、戦時の体制に伴って作られた言葉であり、“教練”“体操”“武道”の三分野からなる科目となっていた。この体練が学校教育の体育として位置づけられたことは、ほとんど議論をされずに名称の取り扱いで現在に至っている。元々は、教育思想の中から体育という言葉が生まれたのに対して、終戦を機に教練に当てはめられた経緯がある。現在でも、体育は精神論や体罰と結びつきやすいのは、この経緯が大きく影響していると考えられる。そして、スポーツとの混同が体育の役割を阻害していると考えられる。一般に、体育は知的教育であるの

に対し、スポーツは文化的活動とされている。体育とスポーツでは、指導者が一人に対し複数、一方的な指導に対し自立を促す指導、指導者が管理をするのに対し自己管理、集団行動が身につくのに対し個人能力の発達という相違点があり、以下の表 1 にまとめる。

表 1 体育とスポーツの主なイメージ分類例【(I) 体育の歴史と役割 著大塚正美 引用】

	体育	スポーツ
指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者が単一 ・ 思想優先 ・ 学校での活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の指導者と受講者 ・ 勝敗、楽しむことが優先 ・ 課外活動が中心
主な指導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一方的な指導 ・ 指示どおりに動く ・ 総合的運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立できるような指導 ・ 指示以外での動きを求める ・ 単一種目運動
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己管理
受講者の反応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制力を感じる ・ 集団行動が身につく ・ 苦手意識 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成感を感じる ・ 個人能力の発揮 ・ 好き嫌いにわかれる

時代を遡って見てみると、明治時代に入り福沢諭吉（1820年～1901年）の“学問のすすめ”の中で教育の基本は「知育・徳育・体育」の3育であるとしたように、体育の役割は教育の柱として機能することが重要だと考える。補足として、福沢諭吉の3育の考えはハーバート・スペンサー（1820年～1903年）の教育論（1861年）を基にしたものとされている。このように体育という教科と言葉は、明治以降に欧米から制度を導入し定義づけられた経緯がある。

上記のような考え方が、「体育」という言葉の成り立ちとして考えられている。

(1) 時代と体育

体育は、明治政府が富国強兵のために兵士育成としての役割を担ったという経緯から始まった。急速な近代化の過程で日本はこれまで持っていなかった「体育」という概念に、自国の風土を反映させてきた。

日清戦争に始まる世界進出により日本はその後、第2次世界大戦敗戦までに日露戦争、第1次世界大戦をそれぞれ約10年の間隔で経験している。その間の体育は富国強兵、国

粹主義を色濃く反映させていた。こうした国内情勢を教育に反映させる中で、学生とのコミュニケーションは軍隊と同じくトップダウンの方法をとっていたと思われる。この教育方針は現在では批判されるだろうが、当時は世論が許していたと考えることが妥当である。

第2次世界大戦に敗戦してからはGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の介入のもと、体育は新たな方向性が求められた。それまでの軍事色を払拭し、スポーツ中心に民主的な人間形成を目的とした。急速に経済が復興する課程で、世界的にスポーツが一部の人々のものではなく、自分自身が選んで参加するという考え方が広まるようになった。体育もこの時代の流れに沿ったものとなったのである。スポーツに対して興味が高まったことで、スポーツを教材としている授業内でも多様なニーズに対応することが求められるようになったのである。

以上のように、体育は各時代において常に教育的要素を持ち実施されているものである。

肉体を鍛えるだけの体育として扱われていた時代から、スポーツの導入を経てレクリエーション的体育になり現在の体育に至っている。

(2) 体育のねらい

体育の歴史と役割(I)から一部改変によると、明治政府は、西洋の近代国家体制を例に体育を兵士の養成のために導入した。体制だけを取り入れ、“自由主義に支えられた人間形成”“将校を育てる”とした教育的な面に対しての配慮に欠けていたと考えられる。明治政府が、“将校として教育的な側面をもった判断力を養う体育”と“兵士として忠誠心を植え付ける体育”を使い分けられていたことが、現代の日本のスポーツと体育の使い道の分かれ道となったのである。前者の体育は、スポーツ的な思考が強く後に課外活動としてのスポーツに繋がったのである。そして、後者の体育は教練中心の指導型体育として型にはまった体育に進展していくことになったのである。

(3) スポーツと体育

日本の体育を調査する中でスポーツと体育は実施目標と取り組み方によって違いがあることがわかった。一般的には学校では体育であり、課外および学校以外ではスポーツの活動がそれぞれの特徴を活かすと考えられる。体育という言葉と取り組みは近年になって整ったが、スポーツは人類の歴史的・文化的な発展から実施されてきているのである。これらをまとめてみるとスポーツの歴史、スポーツと体育の併用となり、以下に記述する。

①スポーツの歴史

一般的には、西洋と東洋を問わずにスポーツは、神事と大きな関わりがあるとされている。五穀豊穡と天候、疾病・悪疫退散に際しての踊りや力試し（例えば、日本の国技の相撲）を奉納されたことが発祥の一つであると考えられている。やがて、踊りはダンスとなり個から集団へと発展し、力試しも個の能力発現から対決による勝負を競い合ったり賭け事へと発展したりすることになる。さらに平和な時代が続くと人々の貧富の差が出始めることにより、競技者に報酬を与え対決させるようになった。アマチュア（素人）からプロフェッショナル（玄人）の誕生である。このことにより、イベント的に様変わりしたスポーツは、見せて実践するもの（競技者）と見て応援するもの（観客）を生み出し、大きく変容していった。その後、このような変容の経過からスポーツは近代オリンピックにおいて国威発揚や国民の団結に用いられるようになった。この近代オリンピックが盛大に且つよりグローバルになるにつれ、徐々にスポーツに政治が関与するようになった。例えば、1936年のナチスによるオリンピック開催、2度の世界大戦によるオリンピック大会の中断、東西冷戦によるボイコット合戦など政治に利用されプロパガンダが横行するようになったのである。このようにスポーツは、その時代において人々に利用されてきたのである。スポーツは人間の行動が、徐々に決まりを帯びて形成されたものなのであると考えられている。

②スポーツと体育の併用

欧米では体育は学校で行い、スポーツは学外でのスポーツクラブ等で行うというように明確に役割分担も分業もできている。このような状況であればお互いの利点を活用し、目的の追求が可能であると考えられる。しかし、日本の現状は体育が担う課題や目標が高く設けられており、新学習指導要領のような現状になっているのである。

【(IV) 小学校指導要領解説編 体育 から引用】

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持推進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

課外体育として行われている“部活動”の曖昧な位置関係と総合型地域スポーツクラブ（2003年より文部科学省が都道府県に立案実施）がさらに体育を混迷させているのが懸念されている。体育の歴史と役割（Ⅱ）によると、アメリカは1997年に教育方針の一つとして「ゼロ・トレランス方式」を採用して、規則と社会性を育むのは子どもの頃から家庭

で行うこととした。この方針は“子供中心主義”から親の家庭教育を重視したものである。これにより、学校での規則と社会性を教える教育に対して負担が軽減され、暴力的行動や犯罪も激減した。

[ゼロ・トレランスの区分] 【(I) 体育の歴史と役割 著 大塚正美 から引用】

- i. 学校は、本来、規則を守らない生徒たちにあえて規則をまもらせようと無益な努力を重ね、必要な教育力を消耗する場ではない
- ii. 学校は、きちんと規則をまもることのできる生徒だけを受け入れ本来の教育を施す場所である
- iii. 規則を守らない生徒は処分するか、排除するしかない
- iv. 子供に規則を守るように教え、きちんとしつけるのは、親たちの義務であり、家庭教育の問題である

このように、規則と罰則を明確にできれば体育の負担が少なくなると考える。

日本では、岡山学芸館高等学校において日本で初めて「ゼロ・トレランス方式」を導入した。内容としては、校則を細分化し、違反した生徒には段階的な指導を行なうことで自覚を促す。また、定期的に全生徒が高校生活全般を自己評価し、努力した生徒を表彰するという取り組みを導入し実施している。その結果、生徒の規範性の向上に成果が見られるとともに、進学実績を伸ばしている等、評価される点もある。

(4) 日本の国民性

日本の国民性の特徴について、一つは日本人が人間関係を保つことに関して非常に神経を使うことである。他者の前等で発言をする場で日本人は自己主張をしすぎる人のことをあまり快く思わない。自分の意見を押し通すことはせず、相手の意見に反応し、意見に影響を受ける場合が多い。つまり、自分の意見と相手の意見のバランスをとり、そこから自分で判断し意見を導き出すのである。現代の日本人の多くは、人に笑われたくない、恥をかきたくないという思いが強くある。これをベネディクトは「恥の文化」と呼んでいる。

「恥の文化」とは、他者や集団との関係のなかで自己に引け目を感じる「恥」の価値意識や規範意識に日本人の特徴が見られる。そのため、正しいと思うから行動するのではなく、世間がどのように思うかで自分の行動範囲を決めるのである。これは、他人の目によって行動が規制されることを意味する。このことから、日本人は集団を意識した集団主義だということがわかる。この集団主義を発展させたものは、家族や会社などの「枠」の中での

団結と、それを支える上下関係にある「タテ社会」という構造原理が大きく関わってきたと考えられる。

もう一つは、日本における宗教の文化的特徴である。宗教活動の奇妙さの例として、よく挙げられるのが以下のような例である。日本人は12月24日にクリスマスを行い、その数日後の大晦日には近所のお寺で除夜の鐘をつき、その翌日には神社に行って初詣をする。1週間ほどの内に、3つの異なる宗教の儀礼を行うのである。もし、ある国に支配的な宗教伝統があれば、その宗教がアイデンティティーの根源の1つとなる。ロシアであればロシア正教であり、タイであればタイ上座部仏教であり、アメリカ合衆国であればキリスト教やユダヤ教である。日本にはこうした明確な国民的宗教が欠如していることにより、多くの宗教を取り入れることが可能になったと考えられる。このような背景が現代の日本の国民性を形成している要因の一つだと考えられる。

上述したように、日本の体育の変遷や国民性について見てきたので、これからの日本の体育教育を提言するため諸外国の体育について調査したことを以下に記述し、日本の体育在り方を提言していきたい。

3.アメリカ合衆国の学校制度と体育

(1) アメリカの教育制度の概要

アメリカの教育の責任主体は基本的には州や州に権限を委託された学区にある。従って、全国的な教育課程の基準に関わる法令は存在しない。また実際には、初等教育、中等教育、高等教育の教育課程の基準の設定の主体は基本的に州にあり、州教育委員会 (department of education) が教育課程の基準を作成し、各学区に委任するのが一般的である。各州に示される教科等の構成や学年配置、総授業時数、1単位時間の時間の規定も当然、州 (州教育委員会) によって異なるのである。そして、一般に各教科の配当時間の規定もなく、各州が任意に定めるのが一般的である。

州によっては、教育課程の実際の運用に当たり、州から委託された学区の教育委員会や各学校の裁量に委ねられる場合もあり、各学区にあるいは各学校に教育課程の実際の運用の仕方が異なる場合もある。したがって、州から示される教育課程の基準は、いわゆるガイドライン (試案) であり法的な拘束力は持たない。

しかし、連邦政府の主導により始まった1980年代初頭の教育改革以降、連邦政府 (教

育省)は、各教科の全国組織である教育研究団体と連携しながら、全国統一的な教育課程の基準 (standards) を作成し、それを受け、1990 年代前半からは、州教育委員会も全国統一的な教育課程の基準を元に、州独自の教育課程の基準の作成を新たに行うようになった。現在では、この各教科の全国統一基準を元に各州が教育課程の基準を編成し運用している。上記のように、アメリカの教育に関する権限は各州の専管事項である。各州はそれぞれ独自の教育制度を持ち、画一的な制度はない。このように、日本の教育制度とアメリカ合衆国の教育制度では、全国統一の学習制度は日本と違い、州ごとに独自の教育課程の基準を編成していることに大きな違いがある。

体育の授業時間数は、週 60～100 分、全員必修である。日本に比べ少人数で行われ、実技では習熟度別学習も多く取り入れられている。以下に、典型的な体育の教育課程を持つコネチカット州の事例をあげる。

コネチカット州教育委員会は 1998 年に、全国規模の体育の教育課程 (ナショナル・スタンダード<National Standard>、全国統一基準) を参考にして、州の体育の教育課程 (Physical Education Curriculum Framework, Connecticut State Department of Education, Division of Teaching and Learning, March 1998. 以下、「州体育スタンダード」と表記する。) を作成し公表した。

この州体育スタンダードの公表以降、コネチカット州の体育授業は州体育スタンダードに沿った体育授業が行われている。州体育スタンダードも、ナショナル・スタンダードと同様に教師のガイドライン (手引き) であり、各学区や各学校が州体育スタンダードを参考にしながら具体的な体育カリキュラムを作成し体育授業を行っている。

i .配置されている学年

体育が配置されている学年は、幼稚園段階から高校段階までの全ての学年に配置されている。

ii .配当授業時数

具体的な体育の授業時数は幼稚園から小学校低・中学年が週あたり 60 分～100 分、小学校高学年は週あたり 80 分～120 分である。また中学校では週あたり 3 時間が体育の授業にあてられている。高校では卒業認定 1 単位 (最低 120 時間以上) が必修となっている。

iii .履修の方法

体育は幼稚園から高校段階まで全員必修となっている。中学校段階以降、多数の種目群から種目を選択する選択制も多く行われている。体育の授業は小学校段階では、体育の専

科教員が授業を行ったり、あるいはクラスの担任が授業を行ったりと各学区や各学校において違いがあるが、規模の大きな小学校では体育の専科の教員が体育を行っている。中学校段階及び高校段階では、体育の授業は体育の専科の教員が行っている。

iv.具体的な体育の内容

- ①身体活動：ボール運動、個人スポーツ、チームスポーツ、ダンス、野外活動などの多様なスポーツ等、運動やスポーツの技能に関すること
- ②ヒューマン・ムーブメント：運動やスポーツの原理を理解すること
- ③フィットネス：筋力、持久力、柔軟性、呼吸循環器系能力を高める活動等、健康や体力向上に関すること
- ④責任ある行動：ルール・エチケットなどの適用についての理解等、社会行動に関すること
- ⑤相違点への敬意：身体活動場面での多文化（民族）や人々の多様性（性・障害）の学習に関すること
- ⑥身体活動の便益：体育における実存的目標に関すること

(2) アメリカの体育の目標

体育のカリキュラムの改善に関する動向（Ⅲ）によるとアメリカには、全国統一基準である体育のナショナル・スタンダードがある。このナショナル・スタンダードに示された体育の教科目標は、「優れた体育プログラムの成果」に示された「身体的に教育された生徒の育成（A physically educated person）」である。さらに、この体育目標を実現するために、「優れた体育プログラムの成果」に示された 5 項目の内容基準を学習場面に対応してさらに発展させ、次の 7 項として以下に示している。

【(Ⅲ)体育のカリキュラムの改善に関する動向-諸外国の動向- から引用】

- i .多くの形態の運動能力を持ち、いくつかの運動で熟練している。(運動やスポーツの技能的目標に関する内容基準)
- ii .運動技能の上達や学習に際して、運動の概念や運動法則を適用できる。(運動やスポーツの認識的目標に関する内容基準)
- iii .身体的に活動的なライフスタイルを示す。(生涯スポーツ志向の内容基準)
- iv .健康を高める体力をつけたり、その体力を維持できる。(健康関連体力の向上に関する内容基準)

- v.身体活動の場で、責任ある個人的・社会的行動がとれる。(社会性の育成等の社会的行動目標に関する内容基準)
- vi.身体活動の場で、人々の違いに理解と配慮を示す。(多文化<民族>や人々の多様性<性・障害>の学習に関する内容基準)
- vii.身体活動が喜び、挑戦、自己表現、社会的相互作用の機会を与えることを理解する。(体育における実存的目標に関する内容基準)

以上の7つの内容基準にそって、幼稚園から12年生までの間の隔年毎に、発達段階の学習内容の達成が望まれる目標水準の具体的な事例が示され、その後、隔年毎に多様な評価事例や具体的な評価基準が示される。例えば、6年生(11~12歳)では、ゲームの初歩的な戦略を理解し、実際に行動できるようになること、また健康を促すような活動に何らかの形で毎日参加すること、そして、協力し競争する活動では、ルールやエチケットを守って目標達成のためにグループで協力し活動できることなど、これらはナショナル・スタンダードに示された中の一部であるが、このように多様な側面から具体的な学習内容や到達基準が示されているのである。

また、このような学習内容や到達基準と同時に、多様な評価方法も示されている。ここでは教師の観察による評価、生徒による相互観察、記録のとり方、筆記テスト、生徒の日記による評価、インタビュー、ポートフォリオの文書化など、実際の学習者の行動を観察・分析する評価方法の再認識が行われている。このナショナル・スタンダードを踏まえて、各州で州スタンダードが作成され授業が行われている。

(3) その他のアメリカ合衆国の特色

上記に記述した以外に特色が三つある。第一に、体育カリキュラムの目標-内容-方法評価の一貫性が重視されており、特にナショナル・スタンダードでは、社会からのアカウンタビリティ(教育責任)に応えるために、教科内容の保障を重視し、詳細な評価基準・評価方法・評価事例があり、評価に重点が置かれている。第二に、内容的には、運動やスポーツの内在的価値と、外在的価値が具体的な教科内容を設定するための内容基準としてバランスよく配置されている。この内容基準を柱に、体育授業での運動・スポーツ技能の習熟の保障、生涯にわたるスポーツライフの基礎作り、運動やスポーツ学習を通しての社会的スキルの定着が意図されている。また、技能や習熟や社会的スキルを容易にする、具体的で学習面に応じた教材例が豊富に示され、それらが具体的に詳細に記述されている。

第三に、教科内容の編成基準が運動項目ではなく、体育目標から導かれている。前述の内容基準によって編成されていることは、日本との場合と比べて大きな特色となっている。

4. イギリスの学校制度と体育

イギリスは、イングランドとウェールズ、スコットランド、北アイルランドから構成されている。現在のイギリスの教育制度は、イングランドとウェールズがほぼ共通であり、スコットランド北アイルランドはそれぞれ独自の制度をとっている。

(1) イギリスの学校制度

イギリスの初等中等教育を行なう学校は、地方教育当局により設置され維持される公立学校（maintained school）と、国から直接補助を受ける国庫補助学校、及び公費による財政補助を受けない独立学校（independent school）に区分される。

初等教育の公費によって運営される学校では、6年間の初等学校（プライマリー・スクール）（5～10歳）が最も一般的である。この他に、3～4年間のファースト・スクールの後に4年間のミドル・スクールに通う地域もある。

独立学校には、公費の援助を全く受けていない学校から一定の援助を受けている学校、さらには男女共学を認めていない学校から男女共学の学校、全寮制をとっている学校とそうでない学校がある。典型的なパターンは、プレ・プレパトリー・スクール（5歳又はそれ以下から8歳）からプレパトリー・スクール（8～11または13歳）に進学し、さらに最も有名なパブリック・スクール（11または13～18歳）に進学するというものである。それぞれの学校の理念に基づき自由にカリキュラムを編成することが認められている。ただし、後に示す高等教育への進学のための資格試験制度はこの独立学校にも適用される。

義務教育は5歳から15歳までの11年間であり、日本より2年間長く、1年間早く始まり1年遅く終わる。

イギリスでは初等学校から中等学校への進学、中等学校の義務教育から義務教育後の段階への進学に際して一般的に選抜の試験は行われていない。ただし中等教育資格終了一般（General Certificate of Secondary School Education=GCSE）試験と大学入学資格試験という外部試験が実施されている。この外部試験は、教育科学雇用省が認可したいくつかの試験機関が実施をする。

GCSE 試験は、義務教育の最終段階の 16 歳で受験する試験である。生徒は数科目（通常 5 科目以上）を選択して受験をする。試験の評価は、科目ごとに最高 A から最低 G までの 7 段階で示され G に達しない成績は不合格とされる。

イギリスでは各学校が課程修了者に修了証を出すのではなく、これらの外部試験に合格しなければ、学校を卒業しても何の資格も得られないという方法を行っている。そのために、これらの GCSE や GCE などの成績の結果が、進学や就職のための資料として重要な意味をもつのである。

(2) 体育の教育課程上の位置づけ

①到達目標

1992 年にはじめて法制化された体育のナショナル・カリキュラムは、法定と法定外の内容からなっている。法定の内容は、7、11、14、16 歳の各キー・ステージ終了時の到達目標とそれらを達成するための手段としての学習プログラムである。

到達目標は、1、計画 (planning)、2、遂行 (performing)、3、評価 (evaluating) の 3 つの要素で構成されている。この到達目標は、キー・ステージの終了時に到達すべき地点とさせている。また、キー・ステージの終了時に到達すべき地点には、計画 (planning)、遂行 (performing)、評価 (evaluating) 以外に、健康に関連した運動 (health-related exercise) が含まれる。

②学習プログラム

教師の単元構成の指針となる学習プログラム (programme of study) は、陸上運動 (athletic activities)、ダンス (dance)、球技 (games)、体操 (gymnastic activities)、野外・冒険活動 (outdoor & adventurous activities)、水泳 (swimming) の 6 つの運動領域で構成されている。

(3) その他、イギリスの特色

①体育のカリキュラムの改善に関する動向 (Ⅲ) によると、体育科の授業を通して個人の「精神的、道徳的、社会的、文化的発達」(spiritual, moral, social and cultural development) が強調されている。ナショナル・カリキュラムでは以下の表 2 にあるように、子どもの情意や認知を含む幅広い能力の発達を促進することが求められていると示されている。

表 2 体育を通してめざされる「精神的、道徳的、社会的、文化的発達」

【(Ⅲ) 体育のカリキュラムの改善に関する動向-諸外国の動向- 引用】

精神的発達：達成の意識を生徒が獲得することや自分に対する肯定的態度を発達させる
道徳的発達：生徒がルールに基礎づけられたフェアプレイの意識を持ったり、積極的なスポーツ行動を発達させたり、スポーツの競争のなかで行動する仕方 や権威に従い、審判や判定を支持する
社会的発達：協力、共同、責任、忠実、チームワークを含む諸運動や、身体運動やスポーツやダンスの社会的な重要性について考える諸運動のなかで生徒が社会的スキルを発達させる
文化的発達：彼ら自身や他人の文化〔例えば、民族のダンスや伝統的な球技〕から諸運動の意義を理解し、どのように諸運動や人前での実演がアイデンティティーに意味を与えるのか、どのようなスポーツが文化的境界を超えるのかを理解する

②すべての子どもへの均等な学習機会の効果的な提供

すべての子どもの学習機会の保障のため、以下の 3 原則が示されている。

- a) 適正な学習への挑戦の提供 (Setting suitable learning challenges)
- b) 生徒たちの多様な学習要求への対応 (Responding to pupils' diverse learning needs)
- c) 個々の生徒の学習と評価の潜在的な障害の除去

(Overcoming potential barriers to learning and assessment for individuals)

この 3 原則は、a) 学習困難児と優秀児という学力差への対応、b) 人種、性別、障害児などの様々な文化的ハンディーンを持つ者への対応、c) 前 2 項に含まれていない、様々な障害を持つ子どもや英語を母国語としない子どもたちの特別な教育的なニーズへの対応を意味している。

体育科に特別な留意点として次のような点がある。1. 宗教的な信念に応じた適切な更衣に配慮し安全に参加することを保証すること、2. 男女の興味の相違に配慮すると同時にクラスやグループ分けのときに男女の区別を固定的にしないような配慮の必要、3. 障害を持った子どもたちのために通常とは異なる修正された運動を用意すること、4. 進歩の遅い子どもへの特別な運動の適応。5. 医療的に特別な配慮が必要な子どもへの養生への管理、6. 成績評価の際のレベル区分の正当な適用などである。このような、教育的配慮がなされて

いるのは、イギリスはイングランドとウェールズ、スコットランド、北アイルランドから構成されていることが関係していると考えられる。また、昨今では文化的差異が尊重されるようになり、多様な民族がイギリスに移住しても同化することなく、イギリス社会も多文化に寛容になったことにより、多様な民族、宗教、人種に合わせた教育が行われていると考えることができる。

5. フランスの学校制度と体育

(1) フランスの学校制度及び教育課程の基準の概要

『教育に関する基本法』の掲げる国民教育の理念と目標に基づき、海外県を含む全国の県を 28 の行政区画（大学区）に分け、国民教育大臣と各大学区総長・視学官と学校長による中央集権的行政監督組織と、市町村の地域特性に根ざす地方分権的運営組織を基軸として、フランスの学校制度は組織されている。

体育のカリキュラムの改善に関する動向（Ⅲ）によると基本法は、自由・無償・中立（非宗教）の理念を掲げ、5つの目標を明記している。

- ① 一人一人の青少年が段階をへて、それぞれ自己の進路を固めていくこと
- ② すべての青少年が公認された教育水準、少なくとも職業教育修了の段階に到達すること
- ③ 5人中4人が※バカロレアの水準に到達すること
- ④ 志望するすべてのバカロレア取得者（または同等の資格を有する者）が高等教育を受けること
- ⑤ 教育方法・内容が国際理解とユーロ体制の建設のために開かれたものであること

就学義務年齢は満 6 歳から満 16 歳（1～10 学年）までを標準年齢とし、日本の高等学校第 1 年次までを義務教育年限と定めている。フランスの義務教育制度は、すべての受教育権者に対して、フランス市民としての資質育成と社会への実質的参入を保障することを国の義務とする基本理念とし、高等教育ないし職業専門教育の多様なコース選択を可能にする細分化された中等教育終了証（バカロレア）が準備されている。

初等教育の学校は市町村に属し、当該地区視学官と学校長ならびに教員（学級教員・専科教員）によって監督指導され、「学校委員会」がその運営の中核をなしている。学校委員会は校長、市町村長、学校教員担当市町村議会議員 1 名、各学級教員と専科教員、学級数

に等しい数の父母代表、学校訪問担当の学校地域住民代表 1 名によって構成され、最低年 1 回、校則、時間割編成、学童保育、学習遅滞者への教育支援活動など、生徒と地域住民を含むひとつの「学校共同体」の運営全体について意思決定を行う。また、関連事項により心理・教育援助チームメンバー、学校医、養護教諭、学校に関わるソーシャルワーカー、保育学校の保育専門職員、外国語担当外国人教員、学校外教育活動の代表者（スポーツ関係含む）が出席する。

※バカロレアとは、フランスの大学などの高等教育機関に入学するための資格及びその国家試験のことである。

(2) 体育科の教育課程上の位置づけ

①配置されている学年

すべての学年に配置されている。

②配当授業数（学年あたり、週あたり等の示し方も含む）

小学校では芸術教育とペアで週当たり、基礎学習期（第 1・2 学年）6 時間、深化学習期（第 3・4・5 学年）5 時間半の配当している。生徒や地域の条件によって一定の範囲で配当方法の自由が認められている。

③履修方法（必修・選択等）

初等・中等教育課程すべてにわたり必修科目として設定されている。

(3) フランスの体育科の内容構成

小学校の学習指導要領では次の表のように学習期ごとに、スポーツの運動分野に関連させるかたちで区分されている。フランスの体育の基礎学習期と深化学習期では、陸上系運動、体操系運動、水泳系運動、表現系運動、自然系運動を行っている。基礎学習期で基礎を学び、深化学習期で遊戯系運動に変わり 2 者対抗系運動が行われる。以上の内容を、より詳しくまとめると以下の表 3 になる。

表 3 体育科の内容構成【(Ⅲ) 体育のカリキュラムの改善に関する動向-諸外国の動向-引用】

内容	
基礎学習期	深化学習期
・陸上系運動（疾走、障害走、跳躍、投擲）	・陸上系運動（速度、リズム、加速、軌道、

<p>など自己認識を促す運動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操系運動（整備された環境で、支える、ぶら下がる、移動する、バランスをとるなどの空間の管理と危険の認識に関わる運動） ・水泳系運動（泳ぐことは優先的に実施する） ・遊戯系運動（伝承遊び、運動遊び、集団遊び、ラケット遊びによりパートナーやチーム内での役割を果たす取り組み） ・表現系運動（模倣遊び、踊り創作ダンスにより表現とコミュニケーションの基礎能力をつくる） ・自然系運動（遠足、オリエンテーリングにより不確かな環境での行動力をつくる） 	<p>強度、持続時間などの概念を用いて技能を測定し技術を学習する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操系運動（床運動、器械運動、スケート靴やボードなど道具を使う運動によって危機に対応する能力や調整能力を高める） ・水泳系運動（泳ぐことを継続実施する） ・2者対抗系運動（格技、テニス、卓球、バドミントンなどによって予測能力を高める） ・表現系運動（ダンス、リズム体操によって感覚知覚を洗練し、他者とのコミュニケーション能力を高める） ・自然系運動（スキー、登攀、ヨット、自転車などで行動の編成、環境変化への対応能力、危険察知や空間・時間の比較能力を高める） ・集団球技系運動（ボールを使う技能とともに計画の作成、ルールに従った作戦行動を組織する）
--	--

各学校における内容構成は、特に中等教育課程では一律ではなく、各学校の体育科の裁量にまかされ決められている。また、体育指導（正課および課外）の内容に地域や学校の条件や特色を加味させている。

(4) その他、フランスの体育の特色

①健康教育を教科として扱うことなく「健康への教育」(l'éducation à la santé) と称し、初等・中等の学校教育課程全体（関連としては中等教育の生命科学・地球科学）の学習内容と連携させ、実践面について、健康をめぐる知識と行動を確立することを目的とする学校と地域ぐるみ（父母、住民団体、医師、業者など生徒の生活環境に何らかの係わりを持つ人々）の教育共同体の相互教育作用として位置づけている。

②中等教育課程修了時に大学入学基礎資格を認定するための国家試験（バカロレア）の試験科目に体育科目が必修の試験科目として位置づけられている。また、高い水準に対するボーナス点の加算などのかたちでの評点化が考慮されている。

6. ドイツの学校制度と体育

(1) 教育制度及び教育課程の基準の概要

再統一（西ドイツに東ドイツが編入）後のドイツの教育制度の基本構造は、就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育、継続教育に分けられている。

体育のカリキュラムの改善に関する動向（Ⅲ）によると基礎学校（初等教育）では、1授業時間が45分を単位とし、1週間の授業時数は学年を追うごとに増加する。時には、ブロック時間と称され、90分授業が行われることもある。1年生（6～7歳）では平均19時間、4年生（9～10歳）では平均26時間となる。また、5～6年生で30時間、7～10年生では32時間となっている。基本的には、授業は正午すぎに終わるため、児童は13:00～14:00頃に帰宅する。終日学校も近年増えだしているが、その数はまだ少ないのが現状である。

このようなドイツの教育の体制を保障しているのが、州の文化高権である。ドイツでは現在、16の州が教育監督庁を有し、独自に教育課程を設定している。これらの教育課程は基本的には独立的存在である。そのため、学校体系上は同一の学校種の同一学年、同一教材の教育課程基準であっても、そこに示されたテーマ選択やその扱いは各州により異なっている。そして、この種の多様性は、地域性、異なるカリキュラムの併存、競合関係の保障、生徒の能力に応じた教育の保障という点からみて好ましいと言われている。近年ドイツでは外国人の割合が10%を占め、都市部ではドイツ語の授業が成立しない学校も出現し、外国人のためのドイツ語学習が課題となっている。この背景には、1960年代から外国人労働者を受け入れたが、多くの外国人は帰国せずにドイツに定着し、現代では3世が学校に通う時代になっていることが挙げられる。ドイツ社会の中で教育や宗教上の問題などさまざまな課題も抱えながらも、今や外国人労働者は経済になくてはならない存在となっている。このような流れの中、文化を学ぶことと文化の学習を通しての人間形成が教科指導にも求められるようになってきている。

(2) 当該教科の体育の教育課程上の位置づけ

学習指導要領からみたスポーツ科の教育課程上の時間配当は、基本的に、1年生から13年生まで必修で、週3時間の授業時間数が保証されている。さらに、大学入学資格試験であるアビツゥアの科目としてスポーツを設定することが認められている。そのため、教育委員会が認定した学校では、中等段階でさらに週3時間のスポーツの授業が開講可能となっている。さらに、選択教科としても週5時間の開講が可能になっている。

①スポーツ科の目標

スポーツ科の目標は、次のような特徴がある。発達保証という意味での運動、遊び（ゲーム）、スポーツを通しての教育とスポーツができる能力保証という意味での運動文化、遊び（ゲーム）文化、スポーツ文化の世界を開くという課題を担っていることを明言している。さらに、スポーツ科は、身体、運動、遊び（ゲーム）、スポーツに対応した領域であるとともに、全人的な教育に関わる教科として位置づけられている。また、知覚能力の向上と豊かな運動経験保証、身体での表現と運動の創造、冒険、達成、共同、健康という6つの教育的な視点を強調した目標を提示している。これは、スポーツのもつ多様な可能性を反映させると同時に、その多様性を学校内で伝えるという意図の反映でもある。さらに、学校スポーツが教科の枠を越えた、学校教育が担うべき教育的な課題解決に向けて多大な貢献をすることも指摘されている。具体的には、健康促進、安全教育、交通教育、男女共習、共同学習、異文化教育、環境教育、政治教育、美的教育並びにメディア教育があげられる。

(3) 内容構成

個々の競技化されたスポーツ種目という立場から、スポーツの多様性や教育的な可能性を全面に押し出した内容である。例えば、水泳を競泳からシンクロナイズドスイミング、潜水等の広がりで見ている。個別の内容領域を方向付ける理念が以下の6つの教育的視点であることが明言されている。1.知覚能力を向上させ、運動経験を豊かにする。2.身体で表現し、運動を創り出す。3.責任をもって、何か冒険する。4.達成を経験し、理解し、評価する。5.共同し、競技し、気持ちを通じ合わせる。6.健康を促進し、健康意識を向上させる。個別内容領域に複数の教育視点設定を認めている点や日常生活での広義のスポーツの位置づけを問う点からみても、脱スポーツ種目的な内容構成である。

全学校段階で、身体や遊びといったスポーツ種目ベースではない領域が設定されている。

それらが、他領域の基礎的な経験を与える領域として位置づけられている。その位置づけは、学校段階により異なる。日本で体づくりとダンスが別領域とされているのに対し、ドイツでは両者の動きの創造という観点から一つの領域とされている。全学校段階を通してローラースケート等、用具を使って移動する運動領域が設定されている。背景には、青少年の文化としての定着がある。なお、具体的に何を扱うかは、各学校に委ねられている。

授業を展開するに際しては、テーマ性のある目標の明確な単元設定が求められる。この単元は、授業で扱う内容を教育学的な視点で結びつけたものであるとされている。例えば、達成の可能性と限界を体験させ、それと関わる事が位置づけられている。

教育学的な視点設定と同時に、具体的な行動レベルで評価の対象、基準の明示がされている。例えば、基礎学校でも球技の内容として戦術的行動の習得が位置づけられている。また、そこでは例示として、味方の位置関係を確認した上で、行動することやパスの可能性や限界を知ること等が具体的に提案されている。さらに、ゲームで求められる役割行動を行うことやルールを知ること、具体的な内容として例示されている。加えて、共同してゲームができる前提条件の整備能力も挙げられている。単に実技の能力のみではなく、個人や集団に応じて楽しめるスポーツの工夫や練習計画の作成といった、スポーツを楽しむために必要な諸能力も保証すべき学力として位置づけられている。

① 体育の具体的内容

基礎学校の領域から、身体を知覚し運動能力を養う。遊び（ゲーム）を発見し遊び（ゲーム）空間を活用する。走・跳・投-陸上運動、水中での運動-水泳、器具での運動-器械体操、創り・踊り・再現すること-体操/ダンス・巧技、ルールを用いてプレイする-球技、滑り・乗り物に乗って走り、回転する-ローラースポーツ・ボートスポーツ・ウィンタースポーツ、レスリングと各技-対人スポーツ等を、ドイツの体育の授業では行っている。

(4) その他のドイツの特色

スポーツの授業では、子どもたちに練習の機会を保障することの必要性が明確に指摘されている。それが生徒の能力知覚を向上させ、自身を深めていくことにつながっていくことや、学習成果の安定をもたらすと認識されている。

日本と諸外国の学校制度と諸外国の体育の内容を表にまとめると、以下の表4ようになる。アメリカ合衆国とドイツでは各州が独自の体育カリキュラムを作成している。また、

アメリカ合衆国以外の国の体育内容は同じようなことを行っていることが分かった。以下にそれをまとめる。

表 4 諸外国と日本の学校制度

国名	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
根拠法	各州の州憲法及び教育法（又は学校法）	教育法	教育基本法	連邦憲法（基本法）、各州の憲法、教育基本法	憲法、教育基本法、学校教育法
就学年齢	6～15歳 9年間又は10年間（州によって異なる）	5～16歳の11年間	6～16歳の10年間	6～15歳の9年間	6～15歳の9年間
義務教育学校	初等 小学校（6年制）	初等学校（6年制）	小学校（5年制）	基礎学校（4年制） 一部の州は6年制	小学校（6年制）
	中等 下級ハイスクール	総合制中等学校（5年制）	コレージュ（4年制）	ハウプトシュール（5年制）、実科学学校（6年制のうち5年間）、ギムナジウム（9年制のうち5年間）	中学校（3年制） 中等教育学校前期課程（3年制）
教育課程の基準	州や学区が教育課程の基準を定めている。近年では各州共通の基準を定め、各州の基準に反映させている。	国（教育省）により教育課程の全国基準を定めている。	国（国民教育省）が全国的な教育課程の基準として、学習指導要領を定めている。	各州の文部省が学習指導要領を定めている。なお、各州間の調整機関として各州文部大臣会議があり、それぞれの基準を整合させる機能を持つ。	国（文部科学省）で教育課程の基準として学習指導要領を定めている。
体育	身体活動、ヒューマン・ムーブメント、フィットネス、責任ある行動、相違点への敬意、身体活動の便益	陸上運動、ダンス、球技、体操、野外活動、水泳	陸上系運動、体操系運動、水泳系運動、遊戯系運動、表現系運動、自然系運動	陸上運動、器械体操、水泳、ダンス、ローラースポーツ等、対人スポーツ	体づくり運動、機械運動系、陸上運動系、水泳系、ボール運動系、表現運動系、集団行動、地域や学校の実態に応じた活動

7. これからの日本の体育についての提言

日本の体育の一番の特徴は、今回調査した諸外国（アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ）にはない、体育の授業の内容に集団行動の運動領域の項目が小学校指導要領体育にあることである。

集団行動とは、「各教科、特別活動等の教育活動及び日常の緊急時等では、集団が一つの単位となって、秩序正しく、能率的に、安全に行動することが求められることが多い。したがって、児童がそれぞれの活動の場にふさわしい集団としての行動様式を身に付けておくことが望まれる。体育の授業における運動領域の学習では、学級単位あるいは学級をいくつかに分けた小集団で行われることが多く、そこでの活動を円滑に行うためには、児童が学級単位あるいは小集団で、秩序正しく、能率的に行動するために必要な基本的なものを身に付けておくことが大切である。」【小学校指導要領解説体育編から引用】と、小学校指導要領には記述してある。集団行動は、体育教育活動の中で形成するべきとして昭和40年に全国統一という要望に応え「集団行動の手引き」として作成された。この集団行動が、今の日本の国民性である集団主義の形成に少なからず影響したと考えられる。つまり、国民性とは長年に渡り形成されてくるものであり、「集団行動の手引き」として作成以前より培われてきた日本の国民性が、体育教育の中での下地を作り出していたといえる。すなわち、国民性に合わせた体育が形成されると言える。

以下に、これからの日本の体育について三つ提言する。

①体育の専科教師の導入と都道府県独自の指導要領について

現在の小学校体育教育の実践現場における教師の問題として、専科教師の導入をするとの必要性があると考えられる。ほとんどを教師一人で行う小学校体育では、すべての教師が体育を得意としているわけではない。体育が得意ではない教師や上手く指導できない教師でのクラス間による授業の質の差を解決することは難しい。専門の知識を持った専科教師を導入することにより、これらのクラス間の質の差を解決できると確信する。そのためには、すでに諸外国で行っている教育体制を取り入れることが重要である。日本では表4に示したように、全て文部科学省が作成している小学校指導要領の内容から逸脱することを善としない、画一的な体育授業が行われているのが現状である。また年間の体育の総授業数も、1年生が102時間、2～4年生が105時間、5・6年生が90時間と決められており、全国で共通の内容の授業が行われていると言っても過言ではない。つまり、日本の体育は「平均値を上げる」ことを主としたものであると言える。アメリカ合衆国や他の諸外

国の「個性を伸ばす」という体育の考えとは異なり、一律に「みんなが出来る」ということを追求している。このため、特にマット運動、鉄棒、水泳等個人の運動能力が如実に現れる種目では、出来る子どもよりも、出来ない子どもに少なからず負担や苦痛を強いる指導構造となっているのが現在の日本の体育である。これらの児童期での運動能力の差異が、その後の「体育好き」と「体育嫌い」につながると考えられる。「みんなが出来る」という全体の平均値を上げることは、運動への意欲、運動への楽しさや喜びを味わうこととは真逆の結果につながっているかもしれない。日本では、国が作成した学習指導要領に沿って指導を行っているが、一方諸外国に目を向けると、特にアメリカ合衆国やドイツでは国が作成したものを基にして、更に州ごとに教育課程を作成している。日本ならば都道府県ごとに学習指導要領を作成することにより、体育指導の内容に地域や学校の条件や特徴を加味した、より地域に沿った自由度の高い学習指導要領ができ、地域や学校独自の内容を体育授業に取り入れることができると考える。

表 4 体育科の領域構成 【小学校指導要領解説編 体育 引用】

学年	1 ・ 2	3 ・ 4	5 ・ 6
領域	体 つ く り 運 動		
	器械・器具を使つての運動遊び	器 械 運 動	
	走・跳の運動遊び	走・跳の運動	陸 上 運 動
	水 遊 び	浮く・泳ぐ運動	水 泳
	ゲ ー ム		ボ ー ル 運 動
	表現リズム遊び	表 現 運 動	
		保 健	

②体育の目標の明確化

体育を通して何が身につくのか等の目標を子どもたちに明確にする提示する必要がある。日本の体育の目標は、「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」と、体育を通して何が身につくのかという目標が明確でないのが現状である。社会に出た時に体育で学習した内容がどのようなところで役に立つのかを明確にし、また、社会から今何が要求されているのかを正確に把握し導入し教育していくことが必要である。そのための方法としてフランスで取り組んでいるバカロレアのように、体育を試験科目に位置づけることにより体育の教科としての学問的明確化が図れるのではないかと考える。体育という教科が学問としての評価科目となることは、体育の目標がより明確になることだといえる。しかし、この方法だけでは根本的な体力・運動能力の向上とは別の方向性になる。つまり、試験科目とすることにより、教師が体力向上と精神鍛錬の目的で強制的に子どもに技及び忍耐力等を指導する

ことが考えられる。このやり方では、いままでの戦前のトップダウンの方法の体育となんら変わりはない。また、運動が出来る子ども、出来ない子どものさらなる二極化につながり、結果として運動嫌いになる子どもが増加すると考えられる。この様なことにならないために、これからの体育では、生きる力としての競争力やスポーツを継続することから生まれる達成感の大切さなどを教えることが重要である。

③教育インフラの整備

子どもたちの多様化した個性や能力を活かすため、子ども一人ひとりに適した体育の内容を設定できる環境を整えることが重要である。現在の日本の体育の現場においては、それぞれの内容に適した環境や設備が充分整っていない。最適な環境や設備で体育を行うためにも、それぞれのスポーツに適した施設を整備することが求められている。そのための方法として、ドイツで取り組んでいるように、公共のスポーツ施設を整備し、スポーツができる環境を整えることが重要であると考えられる。日本においても、ドイツの取り組みの一つである公共のスポーツ施設をそれぞれの種目別に整備する必要があると考えられる。

多くのスポーツをそれぞれの施設で行うためには、学年で体育の時間を合わせる必要がある。子ども一人ひとりに適した内容を行わせると、一つ一つのスポーツが少人数になりゲームが成立しない可能性がある。ある一定の人数で行うためにも学年で体育の時間を合わせ、ゲームにおいて求められている役割行動やルールを知ることが重要である。そのためには、地域と協力しその時間にそれぞれ子どもが行いたいスポーツを地域のスポーツ指導者等を積極的に活用し、専門性を重視した指導を推進する教育インフラを整えることが求められる。地域の指導者を活用することにより、地域の雇用にもつながると同時に、その地域独自の内容を教育することができると考えられる。また、体育は精神論にも通じるところがあり、現代社会で薄れつつある郷土愛を培うこともできると確信する。それぞれのスポーツに最適な環境で行う体制を整備することにより、体力・運動能力向上と行動意欲の高揚の実現につながり、積極的に運動を行う子どもが増加すると考える。子ども達が自分自身に合ったスポーツを行えることにより、自分の潜在的能力の発見と行動することへの意欲と自信を培うことができると予想される。子ども一人ひとりの持つ個性と体力を伸ばす教育体制を確立していくことが、これからの日本の体育に求められていると提言する。

8.おわりに

本論文は、日本の体育の変遷と国民性を調査することにより、日本の体育が直面している課題について、諸外国の体育制度と比較することにより解決できるよう自分の考えを提言した。本論文では諸外国として、特にアメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツの4カ国に絞り比較検討した。その結果、日本の体育の特徴である「みんなができる」と、諸外国の体育の特徴である「個性を伸ばす」ということを導き出すことができた。今後の研究では、より多くの国と比較検討していくことにより、これからの日本の体育について本論文以上に具体的な授業内容を提示できると確信する。

日本でしか行っていない集団行動を、日本の体育が今後とも引き続き教育していくことにより、日本の国民性を守っていくという側面を担っていると考えられる。一方、集団行動を学習し、子ども一人ひとりが自主的・主体的・意欲的に取り組むことができ、ひいては自分に適したスポーツを行うことがこれからの日本の体育に求められていると言える。そのためにも、国及び地域が協力してスポーツ施設を整えることや、行政側からのスポーツを支える具体的施策を打ち出してしていくことにより、スポーツ少年団や部活動等の運動に積極的に参加する子どもが増加すると考えられる。その結果、子どもの体力・運動能力向上が期待できる。

本論文を執筆することにより、国民性と体育には深い関係があることに驚きを感じた。また、日本の体育は平均値を上げることを主としていることが、調査することにより分かり、これからの日本の体育を考える上で、個性を伸ばすことの必要性を述べられたと考える。

引用文献

- (Ⅰ) 体育の歴史と役割 著 大塚 正美
- (Ⅱ) 日本における体育の変遷とコミュニケーション 著 松浪 登久馬
- (Ⅲ) 体育のカリキュラムの改善に関する動向-諸外国の動向- 国立教育政策研究所
- (Ⅳ) 小学校指導要領解説編 体育
- (Ⅴ) 平成 25 年度体力・運動能力調査結果の概要及び報告書について
- Ⅱ 国民の体力・運動能力の長期的推移

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/10/14/1352493_06.pdf

参考文献

- ・ 体育の歴史と役割 著 大塚 正美
- ・ 戦後の体育科教育の変遷に関する考察
-太田市内の小・中学校の取組に視点をあてて- 著 細谷 寿夫
- ・ 日本人論と宗教：国際化と日本人の国民的アイデンティティ 著 島菌 進
- ・ 日本宗教の文化的特性：近代化と呪術的志向性 著 沼尻 正之
- ・ 小学校指導要領解説編 体育
- ・ 日本人と中国人：国民性比較論の検討
Comparative Study of Japanese and Chinese National Characters 著 李 妍焱
- ・ イギリスの多民族とロンドンのマルチエスニックスクール 著 小内 透
- ・ わが国における体育管理研究の動向と課題 著 岡本 重夫
- ・ ドイツの教育制度 著 森栗 恭子
- ・ 文部科学省 1 子どもの体力の現状と将来への影響
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1344530.htm
- ・ 諸外国の動向を踏まえて～これからの体育科・保健体育科を展望する～
著 佐藤豊，高橋健夫，岡出美則，森良一，友添秀則
- ・ 人間関係にみる日本人の国民性 著 穴田 義孝
- ・ 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実 文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1317105.htm
- ・ 子どもの体力の現状と将来への影響 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1344530.htm

謝辞

本論文を作成するにあたり、ご支援やご指導を頂いた卒業論文指導教員の河野寛講師に深く感謝致します。河野講師には論文作成初期から河野講師の経験や知識をご教授させていただきました。教えていただいたことを今後に活かせるよう努力していきます。また、卒業研究体育でともに研究を行った仲間にも感謝の意を述べます。研究の内容の相談や、添削等、ご協力いただきました。そして、最後に大学まで育ててくれた両親に感謝します。初等教育で学び、本研究についてご協力に対し、感謝を述べて終わりとさせていただきます。